添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に１月につき加算します。

※ 特別地域加算は国が定めた特別地域に訪問介護事業所がありサービスを提供する場合、介護報酬に加算します。

※ 下記ご利用者様については、基本報酬が 90/100 へ減算されます。(10%の減算)

・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住する利用者

・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が１月１たり 20 人以上である建物に居住する利用者（介護予防訪問介護相当事業も同様となります）

※ （新）介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月１日から）は介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。

※ 特定事業所加算Ⅰ（令和６年６月１日から）は専門性の高い介護職員を多く配置し、質の高い介護サービスの提供を目的として加算します。